

鳥取大学ソフトテニス部則

第1章 総 則

- 第一条 当部は鳥取大学ソフトテニス部と称す。
- 第二条 当部は部員相互の緊密な連帯のなかで、ソフトテニスの技術の向上に努めると共身の練成をはかることを目的とする。
- 第三条 当部は鳥取大学在在中の部員をもって構成し、部長・顧問を置く。
- 第四条 部員は当不足に従うことを義務とする。
- 第五条 当部は鳥取市湖山町南四丁目一〇一番地 鳥取大学内に置く。

第二章 入部および退部

- 第六条 当部への入部者は主将へ入部届を提出しなければならない。
- 第七条 退部者は主将へ退部届を提出しなければならない。

第三章 部会及び議決

- 第八条 部会は当部の最高議決機関である。
- 第九条 部会は当部員によって構成され、部員の過半数の出席をもって成立する。
- 第十条 部会は主将が必要と認めた時、又は部員の1/8以上の要請があった時、主将が召集する。
- 第十一条 議長は主将がこれを指名し、出席者の過半数の承認を必要とする。
- 第十二条 議決は出席部員の過半数をもって成立する。

第四章 役員会

- 第十三条 当部は主将以下部会で必要と認められた役員を置く。
- 第十四条 その部員の選出方法は部会の決定による。
- 第十五条 役員は役員会を構成する。
- 第十六条 役員会は部会につき権限を持ち、当部の運営にあたる。
- 第十七条 役員会は必要と認めたい委員を指名することができる。
- 第十八条 役員会はしゅしょうがひつようにおいて召集する。又、役員の要請のある時はこれを否定しえない。
- 第十九条 主将は必要に応じて役員以外の部員を役員会に出席させることができる。
- 第二十条 役員は任期は時期納会までの一年とする。

第五章 会計

第二十一条 部員は部費その他必要経費を納めなければならない。

第二十二条 部費は部会で決定される。

第二十三条 会計年度は役員の任期に順ずる。

第二十四条 会計報告は年一回以上は行わなければならない。